

## **第5章**

### **施策展開（各論）**

## 基本目標 1

誰もが住み慣れた地域で暮らすために、  
地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります

## 1 介護予防・生活支援サービスの充実

## (1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者等の多様なニーズに対応するため、専門的なサービスに加え、基準緩和型サービス等の多様な主体によるサービスを総合的に提供し、地域に根差した支援体制の整備を目指します。

また、短期間集中的にケアを行うことにより課題を解決し、通常の生活に戻れるよう支援していきます。

さらに、経験豊かな高齢者をあらたな生活支援サービスの担い手として育成し、地域社会で活躍できる仕組みを整備します。

## ①訪問型サービス（第1号訪問事業）

自立生活あるいは社会参加の促進を目標とし、居宅において、掃除、洗濯等の日常生活上の援助を受けるサービスです。本市においては、介護予防訪問介護相当サービスのほか、基準緩和型訪問サービスや短期集中型訪問サービスを実施します。

## ア 介護予防訪問介護相当サービス

単位：回

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	6,993	6,366	6,693	7,282	7,329	7,359

## イ 基準緩和型訪問サービス

単位：回

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	0	0	0	480	720	960

## ウ 短期集中型訪問サービス

単位：回

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	0	32	36	48	48	48

## ②通所型サービス（第1号通所事業）

身体機能及び生活機能の改善を目標とし、通所介護施設において、機能訓練や日常生活上の支援を提供するサービスです。本市においては、介護予防通所介護相当サービスのほか、基準緩和型通所サービスや短期集中型通所サービスを実施します。

## ア 介護予防通所介護相当サービス

単位：回

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	17,572	19,312	19,348	20,280	20,415	20,508

## イ 基準緩和型通所サービス

単位：回

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	0	0	0	240	480	720

## ウ 短期集中型通所サービス

単位：回

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	0	0	0	120	144	240

### ③介護予防マネジメント（第1号介護予防支援事業）

要支援者等の状態にあったサービス等が適切に提供できるよう、ケアプランの作成などのケアマネジメントを実施します。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	2,581	2,564	2,570	2,590	2,637	2,685

## 2 健康づくりと介護予防の充実

### （1）健康づくりとフレイル予防の推進

豊かで充実した人生を送るには、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延ばすことが大切になります。そのためには、日頃から「自分の健康は自分で守り、つくる」という生涯を通じた市民一人ひとりの健康づくりの意識と実践が必要です。高齢者の「健康寿命」の延伸のために、個人、地域、行政が連携して、健康づくりに取り組むことが重要です。

市では、「第2次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画」に基づき、高齢者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域全体で支援していきます。

#### ①健康づくりの実践のための取組

市民の主体的な健康づくりを支援するため、高齢者の特性を踏まえた正しい運動習慣・食生活・口腔の手入れの方法などに関する教室、講演会等を開催します。

また、高齢者の心身の健康のためには、十分な睡眠を取り、趣味や地域活動に参加するなどのストレス解消法を身に着けることや、困ったときに相談しやすい環境づくりが大切であることから、こころの健康づくりに関する情報提供と相談機関の周知を行います。

#### ②生活習慣病の早期発見・重症化予防のための取組

糖尿病などの生活習慣病は、重症化すると改善が難しくなり、日常生活に支障をきたすようになります。また、重症化予防には、疾病の早期発見・改善の取組が大切であることから、健康診査やがん検診等の受診勧奨と併せて、保健指導の充実を図ります。

#### ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の取組

高齢者がフレイル予防の重要性を理解し、主体的に取り組めるよう、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職が、地域の高齢者の通いの場等へ出向き、フレイル予防等の講話や健康相談を行うとともに、健康診査の情報等を活用し、フレイル状態にある高齢者に対して、訪問等の個別支援を行います。

また、必要に応じて医療機関や介護予防教室、地域包括支援センター等へつなぐ支援をします。

#### ④健康づくりを推進する指導者等の人材育成や活動の支援

健康づくりやフレイル予防を普及啓発するため、運動や食生活、フレイルに関する指導者やサポート一の人材育成及び活動を支援します。

**⑤新型コロナウイルス等の感染症対策に係る高齢者への支援**

高齢者が安心して健康づくりに取り組むことができるよう、国が提唱する「新しい生活様式」などを踏まえ、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を行います。

## （２）介護予防事業の推進

高齢者が要支援や要介護の状態にならないように、あるいはその重度化の防止や状態の維持ができ、元気で生活を続けていくためには、介護予防事業の展開が必要です。

市では、心身の状況等に応じた介護予防教室を開催し、心身機能の維持・向上を図るとともに、セルフケアの意識を高める働きかけを行います。

また、自治会館などで市民主体の介護予防活動の場を拡充することにより、人と人とのつながりがある地域づくりを目指すとともに、市民主体の介護予防活動の場での体操の指導・サポートを行う介護予防ボランティアを養成し、地域の身近な場所で介護予防を実践できるよう支援します。

### ①高齢者実態把握事業

要支援・要介護者を除く75歳以上の高齢者に対して、運動、栄養、口腔、もの忘れなどの調査（基本チェックリスト）を郵送により実施し、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者の実態を把握します。また、調査の結果を基に一般介護予防事業につなぐとともに、必要とされる介護予防サービス等の整備を推進します。

### ②介護予防普及啓発事業

介護予防に関する情報や知識の普及啓発のため、各種介護予防教室を継続的に開催し、市民の介護予防への理解の促進を図ります。

元気な高齢者には、認知機能や運動機能の低下を予防するため、体操教室（はつらつ元気体操クラブ）や脳トレ教室（認知症予防脳トレ教室）等を開催します。

また、運動機能や口腔機能が低下した高齢者には、機能向上などを図るため、体操教室（こつこつ貯筋体操教室）や活動性を高め、意欲の向上や脳の活性化につながるプログラムを実施する教室（ますます元気教室）を開催します。

## ア 元気な高齢者向け介護予防教室

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	662	644	388	525	525	525

イ 機能低下が認められる高齢者向け介護予防教室

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	65	64	47	180	210	255

～鶴ヶ島市の介護予防事業の活動紹介～

はつらつ元気体操クラブ



認知症予防脳トレ教室



ますます元気教室



こつこつ貯筋体操教室



### ③地域介護予防活動支援事業

市民センターや自治会館など地域の身近な場所にある「市民主体の介護予防活動の場」では、心身の状況等によって分け隔てることなく、体操教室等が実施されています。リハビリテーション職等の専門職が連携しながら、自主グループの立ち上げを支援します。

また、市民が自らの意思で介護予防に取り組みやすい環境を整えるため、介護予防ボランティア「つるフィット」を養成し派遣するなど、地域の身近な場所で介護予防活動ができるよう支援します。

フレイル（虚弱）状態の高齢者や要介護者に対するリハビリテーション提供体制を構築するため、リハビリテーション職等の専門職と協議し、疾病予防・重症化防止の促進を図ります。

#### ア 市民主体の介護予防活動の場の支援

単位：箇所

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動の場	34	35	36	40	42	43

#### イ 介護予防ボランティア「つるフィット」の養成

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成人数	16	0	0	15	15	15

#### ウ 介護予防ボランティア「つるフィット」の派遣

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	74	69	69	80	91	102
派遣延べ人数	2,551	2,293	1,200	2,000	2,275	2,550

### ④地域リハビリテーション活動支援事業

身体機能等が低下している高齢者の居宅に、介護支援専門員とともにリハビリテーション職等の専門職を派遣し、今後の支援の方向性について助言等を行います。

単位：回

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援回数	20	5	5	12	14	16

### 3 地域包括支援センターの充実・強化

#### （1）地域包括支援センターの機能強化の推進

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした、地域包括ケアシステムの中核的役割を担う機関です。

その機能を適切に発揮して、地域の多様なニーズに対応できるよう、運営体制の充実・強化を図ります。

##### ①相談支援体制の充実

地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、適切な社会資源や制度が利用できるよう支援します。

支援にあたっては、複雑化・多様化している課題に適切に対応できるよう、関係機関と連携します。

また、地域包括支援センター職員の適正な配置及び資質向上を図ります。

単位：件

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	1,972	1,716	2,145	2,681	2,815	2,955

##### ②関係機関との連携強化

地域の介護支援専門員の支援に取り組み、個別の相談に対応するほか、研修を企画・開催するなどして、地域全体のケアマネジメントのレベルアップを目指します。

また、医療機関を含む関係機関やボランティアなどの地域における様々な社会資源との連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケア体制の構築を進めます。

##### ③地域包括支援センター業務の点検・評価

国の通知に基づく評価指標等を用いて、業務の状況を定期的に把握・評価し、業務の質の向上のために必要な改善を図ります。

## （2）地域ケア会議の開催

自立支援に向けた適切な支援について検討する「自立支援型地域ケア会議」、問題の解決が困難な高齢者の支援方針について検討する「支援困難型地域ケア会議」を開催します。

会議の開催にあたっては、地域の医療・介護等に関わる多職種が連携・協働して取り組み、ケアマネジメントの実践力の向上を目指します。

また、会議の機能充実を図り、個別支援を出発点として、地域課題の発見・解決につなげることを目指します。

単位：回

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 （自立支援型）	12	11	2	12	12	12
開催回数 （支援困難型）	5	6	4	5	6	7

## 4 地域共生社会の構築

### （1）包括的支援体制の構築

近年、少子高齢化の進行や晩婚化、出産年齢の上昇、障害者の高齢化等に伴い、いわゆる「8050問題（80歳代の高齢者が50歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題）」や「ダブルケア（同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯が増加する等、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。

このような問題にも対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野を包括的に支援する体制を整備していく等、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

そのため、本市の現状とニーズに合った仕組みづくりを検討していきます。

## 5 在宅医療と介護の連携の推進

### （1）在宅医療と介護の連携の推進

高齢者の多くは基礎疾患を抱えており、日常的に医療機関にかかっている方がほとんどです。心身機能が低下し、日常生活において介護サービスが必要になることも多く、高齢化の進展により、医療と介護の両方の支援を受ける方が増加していくことが見込まれます。

在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる場面（①日常の療養支援、②入退院の支援、③急変時の対応、④看取り）を意識した取組が必要です。その場面で、在宅医療と介護がそれぞれの役割を分担しつつ、緊密に連携して高齢者とその家族を支え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、包括的、継続的に在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な取組を推進します。

#### ①在宅医療・介護の体制の整備

本市、坂戸市及び坂戸鶴ヶ島医師会で設置している坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム推進協議会※において、地域包括ケアシステムの構築に向けての課題の抽出や取組について検討していきます。

また、市民のニーズに合わせて、医療や介護の専門職が出前講座を行い、地域包括ケアシステムの普及・啓発に努めます。

さらに、在宅医療介護連携推進拠点である「在宅医療相談室」において、家族や関係専門職を含めた相談支援を行います。認知症や在宅医療についての普及啓発のため、関係機関と連携し、認知症市民公開講座や在宅医療市民公開講座を開催します。

- ・地域の医療・介護の資源の把握
- ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- ・在宅医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ・医療・介護関係者の研修
- ・地域住民への普及啓発
- ・在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

※坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム推進協議会：地域包括ケアシステムの充実に向け、鶴ヶ島市・坂戸市・坂戸鶴ヶ島医師会が連携し、市民や関係機関をメンバーとして在宅医療及び介護の包括的な提供体制の整備、介護予防や生活支援のあり方、認知症施策等を議論する協議会

単位：回

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括ケアシステム推進協議会実施回数	5	3	1	5	5	5
医療・介護関係者の研修実施回数	2	2	2	2	2	2

## ②在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

住み慣れた自宅等で最期まで自分らしい生活を続けるためには、在宅医療と介護をはじめとした多様な関係機関が切れ目なく連携することが必要です。

入院の際、早い段階で病院関係者と在宅関係者が患者の情報を共有し、双方が緊密に連携して支援を行うことで退院が早くなり、退院後も円滑に生活することが可能になります。そのため、入退院支援に関して、病院関係者と在宅関係者の双方が合意したルールをマニュアル化し、ツールの一つとして活用できるよう、医師会や坂戸市、越生町、毛呂山町等と検討を行います。

## 基本目標 2

誰もが自分らしく安心して暮らすために、  
地域で支え合う仕組みづくりを進め、日常生活を  
支援します

## 1 高齢者在宅福祉の充実

## (1) 在宅福祉サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、また寝たきりなどの予防、さらに悪化を防止するために、生活支援、介護予防及び介護支援などの必要なサービスを市独自の事業として提供します。

なお、これらのサービスは、「鶴ヶ島市の高齢者ガイドブック」を作成して周知を図ります。

【高齢者在宅福祉サービス】

事業名	対象者			世帯状況	
	要介護	要支援	自立 (虚弱)	単身	高齢者 世帯
1 緊急時通報システム	○	○	○	○	○
2 高齢者等ごみ戸別収集サービス	○	○		○	○
3 移送支援サービス	○				
4 訪問理美容サービス	○				
5 配食サービス	○			○	○
6 生活・介護支援ショートステイ	○	○	○		

## ①緊急時通報システム

疾病等が原因で緊急時の対応が困難なひとり暮らし高齢者等の急病や事故等に対応するため、緊急通報装置を設置し、市、地域包括支援センター、消防署、業務委託業者等の関係機関の連携により、速やかに救助・援助活動を行います。

単位：件

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置件数	175	160	160	165	170	175

## ②高齢者等ごみ戸別収集サービス

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び障害のある方が居住している世帯で、家庭から排出されるごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な場合に、戸別に訪問し、ごみを収集します。

単位：世帯

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用世帯数	34	26	27	27	28	30

## ③移送支援サービス

寝たきり等により、家族による移送または一般の交通機関による移送が困難な在宅の高齢者等に対し、専用の移送用車両により、外出を支援します。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	25	19	18	18	19	20

## ④訪問理美容サービス

寝たきり等により、理美容店に出向くことが困難な高齢者等の自宅に、理美容師が訪問し、カットのサービスを提供します。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	19	17	10	17	19	20

## ⑤配食サービス

身体的・精神的な事情により、自ら食事の支度を行うことが困難であり、栄養改善が必要と認められる方に、安否確認を含めた配食サービスを行います。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	43	36	36	37	38	39

## ⑥生活・介護支援ショートステイ

要介護認定で「非該当」と判定された方及び要介護認定に反映されない心身の状況がある方（生活支援ショートステイ）並びに要介護認定のある方で、介護保険制度の法定給付以外に緊急一時的に入所が必要とされる特別な状況がある方（介護支援ショートステイ）には、介護老人福祉施設などへの入所を支援します。

## （２）介護者への支援

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査によると、主な介護者は、「配偶者（夫・妻）」や「子」が多くなっており、家族介護者の負担軽減や介護者自身の介護予防等も重要な課題となっています。

引き続き、家族介護教室を開催して介護知識・技術の普及を図るとともに、介護負担の軽減となる取組を推進します。

### ①家族介護教室の開催

高齢者を介護する家族の中には、自分の介護方法が適切なものなのか、また、より良いものとするにはどうしたら良いのか等、様々な不安や疑問を抱えている方がいます。また、自分が介護を行わなければならないという使命感から、介護サービスを利用せずに、自ら抱え込んでしまう方もいます。

そのため、高齢者の状態の維持・改善を図るための適切な介護知識・技術を習得する教室や、外部サービスの適切な利用方法を習得し、介護離職の防止を図るための教室を開催します。

### ②徘徊高齢者見守りシール配付事業の実施

認知症などにより徘徊行動のある高齢者等（若年性認知症の方や高次脳機能障害の方を含む）に対し、QRコードが印刷された見守りシールを配付します。また、市ホームページ等を通じて周知を図ります。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	14	19	23	25	27	30

### ③家族介護慰労金の支給

要介護4・5の状態となった高齢者を介護保険の制度を利用せず、1年間介護した家族の方に慰労金を支給します。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	1	3	3	3

### ④紙おむつ給付事業（特別給付費）

これまで、在宅の寝たきり高齢者等で、常時失禁の状態にある方を対象に紙おむつの購入費用の一部を助成してきましたが、認知症を伴う常時失禁状態による紙おむつ購入費助成の利用ニーズが高くなっていることから、令和3年度から適用要件を拡充し、利用ニーズに対応します。

なお、自己負担額については、所得に応じた応益負担とするため、介護保険サービスの負担割合と同様にします。

※任意事業費から特別給付費へ移行します。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	68	58	70	170	195	225

## 埼玉県ケアラー支援条例

埼玉県では、全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」を令和2年3月31日に公布・施行しました。

この条例は、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的としています。

本市においても県と連携し、介護者の支援を図ってまいります。

※ ケアラーとは、高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のことを言います。

## 2 生活支援体制整備の推進

### （1）生活支援体制整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を行っていく必要があります。

自身や家族等による「自助」、介護保険・医療保険制度による「共助」、市等の独自サービスによる「公助」、地域住民の取組などの「互助」により、多様な主体の参画を得ながら連携体制を構築し、それぞれの持ち味を活かした地域の支援体制の充実・強化を図ることが重要となります。

令和3年度から、生活支援コーディネーターの在り方を見直し、市、社会福祉協議会、地域包括支援センターの連携により、包括的支援体制の構築に向けた調整や地域課題の解決に向けた資源開発など、日常生活圏域において個別支援から地域支援まで一体的に取り組む仕組みづくりを推進します。

単位：回

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1層生活支援体制推進協議会開催回数	2	3	1	1	1	1
第2層生活支援体制推進協議会開催回数	10	9	2	10	10	10

### （2）地域支え合い活動の促進

市内の8地域において地域支え合い協議会が設立されており、見守りや生活支援、通いの場の運営など、地域の実情に応じた様々な活動が行われています。

引き続き、地域支え合い協議会の活動を支援するとともに、地域課題の共有を図り、解決策等を検討していきます。

### （3）高齢者等の見守りの推進

公共機関、市民、事業者等が、日頃の生活や仕事の中で高齢者等の見守りや声かけを行い、気がかりな高齢者等がいた時は、地域包括支援センター等へ報告する「鶴ヶ島市見守りネットワーク」の取組を推進します。

このネットワークは、消費生活センター等と連携を図り、「消費者安全確保地域協議会」の機能を併せ持つことにより、悪徳商法や契約トラブルなどに対して、市民が安心して豊かに暮らせるよう、様々な相談に対応するとともに、被害を未然に防ぐために、講座の開催など啓発活動にも取り組みます。

### 3 安心・安全な生活環境の推進

#### （1）高齢者のための居住環境の確保

高齢者の住み慣れた地域での生活の継続を基本とし、介護サービスの必要性など本人の状況に応じて、様々な形態の住まいが提供できるよう、各種社会資源を活用し、住まいの確保・環境づくりを図ります。

##### ①市営住宅

市営住宅は、引き続き高齢者用の住宅を一定数確保して、高齢者が優先的に入居できるように努めます。

##### ②軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）

軽費老人ホームは、60歳以上で、身のまわりのことは自分でできるものの、自炊ができない程度に身体機能が低下しており、在宅生活ができない方が居住する施設です。

なお、市内に施設がないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

##### ③養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上で、日常生活を営むのに支障があり、心身の状況、そのおかれている環境上の理由及び経済的理由などを総合的に勘案し、措置により入所する施設です。

今後も、利用希望者の心身や生活の状況に応じ、入所措置を行います。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	5	5	5	4	4	4

#### ④有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況

有料老人ホームは、老人福祉法に規定された届出制の施設で、食事その他の日常生活上必要なサービスを供与します。事業者が介護保険サービスを提供する「介護付有料老人ホーム」と、必要に応じて入居者自身が外部のサービス事業者と契約して介護保険サービスを提供してもらう「住宅型有料老人ホーム」があります。

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定された登録制の住宅で、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリー等の設備のほか、安否確認や生活相談等の介護・医療・生活支援に関するサービスを提供することにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。

事業者による届出・登録の推進により、高齢者が安心して暮らせる住まいの普及を目指します。

また、施設を所管する埼玉県との情報連携を強化して、施設の適切な設置及び運営に努めます。

##### ■設置状況及び予定

施設の種類	現況	設置予定		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護付有料老人ホーム	7か所 (定員 445 人)		1か所 ※ (定員 81 人)	
住宅型有料老人ホーム	2か所 (定員 140 人)			
サービス付き高齢者向け住宅	3か所 (戸数 138 戸)	1か所 ※ (戸数 37 戸)		

※埼玉県において事業登録等を行ったもの

## （２）防災対策の推進

### ①避難行動要支援者対策の推進

災害が発生、または発生するおそれのある場合に、自力で安全な場所へ避難することが困難な高齢者を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

今後も、該当者の同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供します。また、災害時等の避難支援をより実効性のあるものとするため、福祉関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織の連携により、「個別計画」の作成を推進します。

### ②福祉避難所対策の推進

災害時に福祉避難所を円滑に開設できるよう、関係課・関係団体と連携し、開設訓練等を実施します。

また、社会福祉施設と協定を締結している「災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定」について、協定先の拡大を図ります。

## （３）高齢者にやさしいまちづくりの推進（バリアフリー等）

高齢者が気軽に出かけられるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

### ①公共施設などのバリアフリー化の促進

公共施設など高齢者が利用する施設の段差解消など、安全で安心なバリアフリー化を促進します。

### ②バリアフリー意識の啓発

バリアフリー化の実現のためには、駅や歩道のバリアフリー化だけではなく、高齢者等に対する理解や手助けをはじめ、自動車や自転車の違法駐車、不法放置等個人の意識に関わることも多いため、バリアフリー意識の啓発を進めます。

## 4 認知症高齢者を支える地域づくりの推進

近年、認知症高齢者の増加とともに認知症への関心が高まっています。

しかし、認知症に対する誤った情報により、様々な誤解や偏見が存在しているため、市民一人ひとりに認知症に対する正しい理解を広めることが重要です。

国では「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる社会を目指すために、認知症の人や家族の視点を重視しながら認知症施策を推進していくこととしています。

本市においても、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを展開していくため、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図ります。

### （1）認知症等に対する理解の促進

認知症の方が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で暮らしていけるように、認知症講演会、介護予防教室、地域サロン等において、認知症に関する情報の提供を積極的に行います。また、地域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き行います。

#### ① 認知症等の正しい知識の普及啓発

認知症に対する偏見を無くすとともに、認知症の初期の段階から適切な診断や対応が行えるよう、正しい知識の普及啓発を行い、地域で支えていく環境づくりを行います。

また、併せて若年性認知症や脳卒中の後遺症等による高次脳機能障害に対し、関係課が連携し知識の普及啓発や支援に取り組みます。

#### ② 認知症サポーターの養成

地域住民や企業、学校、商店などに、認知症についての正しい知識・理解の普及を図り、認知症高齢者とその家族を地域で支えるため、認知症サポーターの養成を行います。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成人数	367	504	413	400	400	400

## （2）認知症予防に向けた取組

認知症予防とは、認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味です。認知症高齢者を早期に発見し、早期治療につなげる地域の見守り体制の整備に取り組みます。

### ①認知症予防活動の推進

認知症の予防には、生活習慣の見直しが有効であるため、介護予防や脳トレ教室等の開催により、認知症の発症リスクを下げる取り組みを推進します。

また、閉じこもりが認知症の要因となることから、地域サロンやオレンジカフェ（認知症カフェ）・地域介護予防活動の場の活用により、認知症の重症化の防止に取り組みます。

### ②認知症地域支援推進員の配置

「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置し、医療機関や介護事業所、地域の支援機関との連携支援、認知症の方やその家族を支援する相談業務やオレンジカフェ（認知症カフェ）の運営支援等、地域の実情に応じた支援を行います。

### ③認知症初期集中支援チームの設置

認知症または認知症が疑われる方やその家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するために、認知症サポート医・社会福祉士等の専門職による「認知症初期集中支援チーム」を設置します。

本市では、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取り組みために連携して対応します。

### ④認知症ケアパスの作成

認知症が心配になったときや診断されたとき、症状の変化に合わせてどのようなサービスや支援があるのかを分かりやすくまとめた「認知症ケアパス」を作成します。

認知症の方やその家族が、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか、具体的な機関名やケア内容等をあらかじめ提示し、住み慣れた地域での暮らしを続けられるよう支援に取り組みます。

### （3）認知症高齢者への支援体制づくり

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、できないことに目を向けるのではなく、できることやできる可能性のあることに目を向けて、生活できるように支援していく体制を組み、認知症の方（若年性認知症の方や高次脳機能障害の方を含む）及びその介護者となった家族等の負担の軽減を図ります。

#### ①オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催

認知症の方やその家族、地域住民、専門職などが集い、交流や情報交換ができる場であるオレンジカフェ（認知症カフェ）の開催や運営を支援していきます。

また、認知症サポーターがオレンジカフェで活躍できるよう環境を整備していきます。

単位：箇所

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	6	8	8	8	8	8

#### ②チームオレンジの設置

認知症の方やその家族が必要とする支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み（チームオレンジ）の設置に向けた取組を推進します。

認知症サポーターのスキルアップを図りながら、チームオレンジコーディネーターを中心に、認知症サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。

※チームオレンジ：ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の方や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みで、令和7年までに全市町村に設置することになっています。

## 5 権利擁護支援の推進

### （１）高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法に即した適切な対応が取れる体制を整備するとともに、市民に対し高齢者虐待に対する知識の普及啓発を行い、早期発見に向け、地域全体で見守る体制づくりに努めます。

また、高齢者虐待は、介護の長期化による介護疲れが原因となることも多いことから、介護者に対する支援や介護者同士の交流促進などにより介護者の心身の健康づくりを図り、虐待防止につなげます。

### （２）成年後見制度利用促進事業

高齢化や核家族化が進んでいる中で、判断能力が不十分な高齢者等が多岐にわたる支援を受けながら住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしく安心して暮らすことができる取組を行います。

### （３）成年後見制度利用支援事業

#### ①市長申立て

成年後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人が申立てする判断能力がない場合や、申立てができる親族がない場合、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立て件数	6	3	3	3	3	3

#### ②報酬助成

市長申立てをした方が、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な場合、その費用を助成します。

また、成年後見人等に報酬を支払うための資産がない方でも成年後見制度が利用できるよう、報酬助成の対象や要件の見直しを検討します。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報酬助成件数	3	7	7	8	9	10

## ◆ 鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画 ◆

### 【成年後見制度利用促進基本計画の目的】

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でなくなった場合でも、本人の意思決定を重視した身上保護や財産保護のもと、個人の尊厳にふさわしい生活を保障するなど地域で安心して暮らせる環境を確保することを目的とします。

### 【成年後見制度利用促進基本計画の位置付け】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置付けられます。

### 【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、成年後見制度の認知度はまだ低く、制度の利用に対するメリットを感じていない方が多くいます。そのため、成年後見制度を含む権利擁護の重要性について普及啓発を積極的に行い、権利擁護の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めて必要な支援につなげる体制を早急に整備する必要があります。

### 【今後の方策】

#### ① 協議会及び地域連携ネットワークの整備

本人の日常生活を見守る支援者を「チーム」とし、本市の権利擁護の骨格をつくる役割を「協議会」で行います。また、「チーム」を支えるために協議会のほか、行政や家庭裁判所、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、医療関係、金融関係、民間の団体など法律や福祉等の各専門分野で構成する「地域連携ネットワーク」を整備し、連携して本人の意思決定（尊厳）を重視した支援をします。

（地域連携ネットワークの役割）

- ・ 権利擁護支援の必要な方の発見、支援
- ・ 早期の段階からの相談、対応体制の整備
- ・ 意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

#### ② 中核機関の設置

協議会の事務局としての役割を担い、地域連携ネットワークにおいて関係機関とのコーディネートを行う中核機関は、鶴ヶ島市社会福祉協議会内にある「権利擁護支援センター」に設置します。また、設置時期は令和3年度とします。

③ 中核機関の機能

広報機能	成年後見制度等権利擁護全般について、パンフレット作成・配布、研修会の開催など普及啓発を積極的に行います。
相談機能	相談体制を強化し、多方面からの多様な相談を受けます。相談者のニーズを見極め、意思決定支援を踏まえたうえで必要な支援につなげます。
成年後見制度利用促進機能	成年後見の申立てに関わる支援や適正な候補者の選任、後見人の養成を行います。 ① 受任者調整（マッチング）等の支援 ② 担い手の育成・活動の促進 ③ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
後見人支援機能	後見人の活動を支援します。

※「成年後見制度利用促進機能の①」及び「後見人支援機能」については、段階的に整備します。

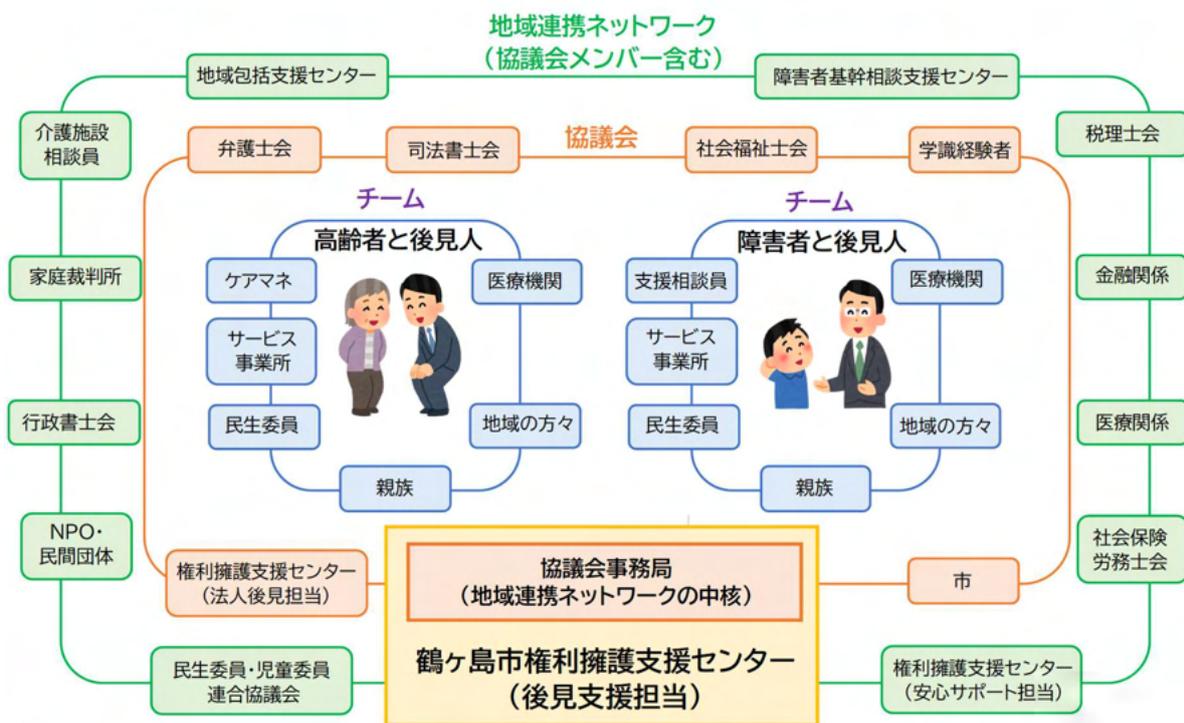
④ 成年後見制度の利用に関する助成制度

ア 市長申立て

成年後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人が申立てする判断能力がない場合や、申立てができる親族がいない場合、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

イ 報酬助成

市長申立てをした方が、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な場合、その費用を助成します。また、成年後見人等に報酬を支払うための資産がない方でも成年後見制度が利用できるよう、報酬助成の対象や要件の見直しを検討します。



【中核機関のイメージ図】

## 基本目標3 誰もが健康でいきいきと活躍するために、 高齢者の活躍の場を確保します

### 1 生きがいつくりの支援

高齢者が地域でいきいきと生活することができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理及び各種活動の場を確保することにも取り組みます。

#### （1）老人クラブへの支援

老人クラブは、自らの老後を健全で豊かなものにするために、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、地域との関わりを深めるとともに、高齢者の交流活動の場として大きな役割を担っています。

市内には、令和2年6月1日現在で30の老人クラブがあります。会員数は1,184人となっており、概ね60歳以上の市民が活動しています。

活動内容は、グラウンド・ゴルフなど高齢者の健康維持のための活動や旅行など会員相互の親睦と地域の奉仕活動などです。

老人クラブ活動が高齢者の生きがいつくりや健康維持につながることから、老人クラブの運営がより充実するよう支援を継続していきます。

単位：人

年度	実績値			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	1,291	1,255	1,184	1,189	1,193	1,200

#### （2）高齢者の生涯学習活動の支援

高齢者の学習活動を支援するため、老人福祉センターで開催される講座やサークル活動、また「わかば大学塾」や「シニアパソコンカレッジ」をはじめとした生涯学習事業等の情報提供を行います。

#### （3）高齢者の健康づくり・スポーツ活動の推進

高齢者の健康づくりとして、ラジオ体操、健康ウォーキング、軽スポーツ、運動教室などが行われていますが、自分の体力に合った活動に参加できるよう、引き続き各種事業の啓発を行っていきます。

また、運動教室などは、身近な地域で気軽に開催できるよう、市民の運動指導者の育成も行っています。

#### （４）老人福祉センターの運営

老人福祉センター「逆木荘」は、高齢者の健康増進、教養の向上、語らい・レクリエーションを通じて生きがいや仲間づくりを行い、健康で明るい生活が送れるようにすることを目的として運営しています。

平成19年7月より、受付をはじめとした管理運営を指定管理者である公益社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センターが実施しています。

##### ■老人福祉センターの概要

名 称	鶴ヶ島市老人福祉センター「逆木荘」
開設年月日	昭和 54 年 11 月 1 日（平成 10 年 2 月 1 日改修）
構造・面積	鉄筋コンクリート造平屋建・855.94m <sup>2</sup>
主な設備	集会室（ステージ付 100 畳）、浴室、図書室、グラウンド・ゴルフ場等
主な事業	介護予防運動教室、逆木荘まつり、逆木荘敬老まつり、生きいきカラオケ教室、日帰りハイキング、七夕・新春カラオケ発表会等

##### ■おたっしゃ工房（老人福祉センター内）の概要

名 称	高齢者生きがい活動施設「おたっしゃ工房」
構造・面積	木造平屋建・186.05m <sup>2</sup>
活動内容	介護予防運動教室、陶芸、茶道、ダンス、手編み、舞踊、三味線、その他生きがい活動
利用者	60 歳以上の生きがい活動参加者

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	52,705	44,926	20,713	31,200	31,200	31,200

## 2 社会参加の促進

高齢者が生きがいを持ち、いきいきと暮らせる社会を実現するために、高齢者が培った知識や経験、能力を地域において発揮できる機会の充実に取り組み、地域住民がともに支え合う地域づくりを推進し、高齢者の社会参加の促進に努めます。

### （1）つるバス・つるワゴンの利用促進

市内の公共交通である「つるバス・つるワゴン」を無料で利用することができる特別乗車証を交付し、高齢者の外出を支援します。

令和元年8月1日より、70歳以上の高齢者を対象として、特別乗車証を無料化したことに伴い、発行数及び乗車人数が増加しており、高齢者の外出の機会の創出につながっています。

今後も、公共交通の担当課と連携し、移動に関するニーズの把握に努めるとともに、公共施設や通いの場への移動など、必要に応じて利便性の向上に向けた検討を行います。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規発行数	531	1,541	603	550	496	471

### （2）高齢者の就労促進

#### ① 高齢者への就労相談機能の強化

シルバー人材センターと公共職業安定所（ハローワーク）、ふるさとハローワーク等が連携することにより、高齢者の雇用・就労を促進するとともに、就労を希望する高齢者に対し相談機能の強化を図ります。

#### ② シルバー人材センターの活動支援

高齢者が生きがいを持ちつつ、豊かな知識や経験、能力を生かし、就労機会の確保と社会奉仕活動等への参加促進を目的として、シルバー人材センターが設立されています。

シルバー人材センターの会員数と業務受託件数の増加を図るために、啓発・広報活動の強化に努めるとともに、新たな職域（職種）の開拓などを支援します。

また、高齢者等の家事援助活動による「話し相手」、「掃除」、「洗濯」など、高齢社会の相互扶助活動を支援し、介護保険サービスや在宅福祉サービスとの連携を図ります。

単位：人

年度	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	653	673	650	740	750	760

### （3）ボランティア活動の推進

#### ①社会福祉協議会の支援

住民参加型在宅福祉サービスの支援や福祉教育活動の支援など、今後も市と社会福祉協議会との連携を一層密にし、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な組織として重要な役割を果たし、機能を強化していくことを支援します。

#### ②地域活動の支援

個人のボランティアはもとより、自治会、老人クラブ、学生や企業などの様々な主体によるボランティア・地域活動の支援や、その受け入れ態勢の充実を図ります。

また、社会貢献活動や地域活動への参加を促進することを目的に、市主催事業や市と市民との協働事業に参加した方に対し、まちづくりポイントを発行します。

#### ③自治会活動等の支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、自治会や地域支え合い協議会等が主体となった助け合いの仕組みづくりを支援します。

#### ④地域福祉活動の担い手の育成

高齢者自らが地域福祉活動の担い手となり、いきいきと楽しく充実した生活を送ることができる地域社会の実現に向け支援を行うとともに、その担い手の育成に努めます。

#### ⑤高齢者の専門的な経験・能力のまちづくりへの活用

シルバー人材センターにおいて、高齢者が生きがいを持ちつつ、豊かな知識や経験、能力を生かし、就労機会の確保と社会奉仕活動等への参加促進を図ります。

## 基本目標4 誰もが安心して介護サービスを受けられるようにするために、介護保険制度の安定的な運営を推進します

### 1 介護保険サービスの充実

#### (1) 居宅サービス

要介護等認定者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアプランに基づいた居宅サービスを提供しています。

##### ①訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の身体介護や調理、清掃などの生活援助を行うサービスです。

単位：回/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	65,000	77,548	97,307	95,502	98,986	104,147	121,559	208,553

##### ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきりなどで入浴が困難な方の居宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

単位：回/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	1,596	1,476	1,632	1,746	1,862	1,993	2,215	4,206
予防給付	0	0	0	0	0	0	0	0

## ③訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師などが居宅を訪問し、療養生活の支援または必要な診療補助を行うサービスです。

単位：回/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	9,851	11,714	17,130	17,518	18,044	18,756	21,379	36,629
予防給付	1,038	1,654	2,010	2,336	2,407	2,549	2,832	3,469

## ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、身体機能の維持・改善を図るためのリハビリテーションを行うサービスです。

単位：回/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	4,730	5,280	6,875	7,596	7,916	8,394	11,478	19,289
予防給付	652	322	610	806	806	806	1,061	1,282

## ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行うサービスです。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	3,324	3,624	3,732	4,056	4,200	4,368	5,028	8,088
予防給付	288	372	348	456	468	492	564	696

## ⑥通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通ってもらい、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を提供するサービスです。

単位：回/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	42,492	49,740	49,128	52,900	54,732	57,767	67,031	103,055

## ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

単位：介護給付 回/年 予防給付 人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	19,566	20,749	16,292	22,380	23,184	24,096	27,630	43,127
予防給付	744	864	900	1,020	1,080	1,128	1,260	1,572

## ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所してもらい、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

単位：日/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	6,762	6,475	7,104	7,972	8,297	8,507	9,791	16,763
予防給付	92	172	46	144	144	144	144	216

### ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（療養型ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所してもらい、医療、看護、機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。

単位：日/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	1,972	2,114	1,148	2,218	2,310	2,387	2,670	4,784
予防給付	22	17	0	0	0	0	0	0

### ⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立、介護者の負担の軽減や機能訓練のため、車いすや介護ベッド等の福祉用具を貸し出すサービスです。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	6,456	7,476	8,196	8,436	8,748	9,168	10,560	17,136
予防給付	1,968	2,292	2,592	2,652	2,796	2,928	3,276	4,068

### ⑪特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

住み慣れた住宅で、自立した生活ができるよう、腰かけ便座や入浴補助用具等を購入した場合、その費用の一部を支給するサービスです。（上限額は10万円）

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	120	144	180	192	204	204	228	384
予防給付	60	60	72	72	72	72	96	108

## ⑫住宅改修・介護予防住宅改修

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、自宅の手すりの取り付け、段差の解消、スロープの設置など、小規模な住宅改修費の一部を支給するサービスです。（上限額は20万円）

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	84	84	96	132	132	144	168	264
予防給付	72	72	72	84	96	96	108	132

## ⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している方に対して、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や、機能訓練及び療養生活の支援を行うサービスです。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	1,524	1,464	1,452	1,560	1,644	1,752	2,052	2,820
予防給付	372	420	360	420	432	456	528	636

## ⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護者等に対して指定居宅サービス等が適切に利用できるよう、心身の状態や置かれている環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確実に行われるよう、指定居宅サービス事業者等との連携調整等を行うサービスです。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	10,140	11,316	11,844	12,348	12,852	13,452	15,372	23,712
予防給付	2,448	2,904	3,240	3,372	3,564	3,732	4,176	5,172

## （２）地域密着型サービス

要介護等認定者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、基本的には当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	96	216	420	432	468	504	576	864

### ②夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回訪問、または随時通報により訪問介護員が居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援を行うサービスです。

なお、第8期計画において、夜間対応型訪問介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

### ③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症の利用者が、食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を受けることのできる認知症に特化したデイサービスです。

なお、第8期計画において、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

## ④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な施設で、通い、訪問、短期間の泊まりを組み合わせ、介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	588	600	600	648	648	648	648	1,068
予防給付	72	48	48	48	48	48	48	84

## ⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者が共同で生活し、介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	780	780	864	864	864	864	948	1,380
予防給付	0	0	0	0	0	0	0	0

## ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）

小規模な有料老人ホーム等において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や、機能訓練及び療養生活の支援を行うサービスです。

なお、第8期計画において、地域密着型特定施設入居者生活介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

### ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

小規模な特別養護老人ホームにおいて、常に介護が必要な方が、食事、入浴、排せつ等の日常生活の介護や健康管理が受けられるサービスです。

なお、第8期計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

### ⑧看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い利用者の状態に対し「通い」、「訪問（介護・看護）」、「宿泊」を組み合わせ、多様な療養支援を行うサービスです。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	0	0	240	264	288	336	372	564

### ⑨地域密着型通所介護（デイサービス）

小規模なデイサービスセンターに通ってもらい、食事、入浴、生活訓練などの支援や機能訓練を提供するサービスです。

単位：回/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	18,973	19,990	17,720	22,484	24,628	26,016	29,610	46,751

### （3）施設サービス

施設サービスには、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院」の4種類があり、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練サービスを提供しています。

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅での生活が困難な方に対し、食事、入浴、排せつ等の介護サービスを提供する施設です。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	2,784	2,808	2,976	3,528	3,780	4,020	4,404	4,788

#### ②介護老人保健施設

病気の状態が安定している方に対し、在宅復帰するためのリハビリテーション、看護を中心とした医療ケア、日常生活支援などを行う施設です。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	1,452	1,368	1,428	1,440	1,548	1,740	2,052	2,400

#### ③介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期にわたって療養が必要な方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下において、介護、リハビリテーションなどを行う施設です。

介護療養型医療施設は、平成29年3月で介護療養病床が廃止され、令和6年3月末まで移行のための経過措置期間となっています。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付	24	36	36	24	12	12

## ④介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

単位：人/年

	実績値 (令和2年度は見込値)			計画値				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	0	12	36	60	96	120	240	360

## (4) サービス基盤の整備

これまでのサービス基盤の整備により、サービスの種類及びサービス量が一定程度確保されています。

このことから、第8期計画では、埼玉県において事業登録等を行ったものを除き、サービス基盤の整備は行いませんが、給付実績や利用者ニーズ等を勘案し、第9期計画に向けて整備の方向性を検討します。

施設等の種類	現況		計画値					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)
介護老人福祉施設	4	400						
介護老人保健施設	1	108						
介護医療院	0	0						
介護療養型医療施設	0	0						
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム・ サービス付き高齢者向け 住宅)	8	497	1 ※	37	1 ※	81		
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	4	72						
小規模多機能型居宅介護	2	58						
看護小規模多機能型居宅 介護	1	29						
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	2	-						

※埼玉県において事業登録等を行ったもの

## 2 介護保険事業費の見込み

### (1) 給付費

#### ① 介護サービス給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス (a)	1,562,532	1,621,569	1,701,839
訪問介護	251,296	260,584	274,156
訪問入浴介護	21,211	22,642	24,223
訪問看護	100,041	103,148	107,299
訪問リハビリテーション	22,351	23,301	24,637
居宅療養管理指導	57,221	59,338	61,723
通所介護	386,433	397,782	418,871
通所リハビリテーション	194,634	200,623	208,054
短期入所生活介護	67,684	70,479	72,178
短期入所療養介護（老健）	27,063	28,276	29,092
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	114,056	117,561	122,883
特定福祉用具購入	5,919	6,311	6,311
住宅改修	11,943	11,943	12,801
特定施設入居者生活介護	302,680	319,581	339,611
地域密着型サービス (b)	645,169	671,388	691,093
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	52,095	56,371	59,080
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	135,342	135,417	135,417
認知症対応型共同生活介護	227,033	227,159	227,159
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	53,574	59,427	66,870
地域密着型通所介護	177,125	193,014	202,567
施設サービス (c)	1,354,041	1,459,610	1,587,561
介護老人福祉施設	915,537	981,562	1,044,969
介護老人保健施設	407,166	437,388	492,647
介護医療院	23,042	36,510	45,795
介護療養型医療施設	8,296	4,150	4,150
居宅介護支援(d)	182,189	189,454	198,216
介護給付費 (a+b+c+d)	3,743,931	3,942,021	4,178,709

## ②介護予防サービス給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス(a)	110,601	116,110	121,222
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	10,713	11,073	11,685
介護予防訪問リハビリテーション	2,470	2,471	2,471
介護予防居宅療養管理指導	5,763	5,907	6,210
介護予防通所リハビリテーション	35,455	37,471	39,200
介護予防短期入所生活介護	914	915	915
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	13,447	14,190	14,855
特定介護予防福祉用具購入	1,783	1,783	1,783
介護予防住宅改修	8,315	9,432	9,432
介護予防特定施設入居者生活介護	31,741	32,868	34,671
地域密着型介護予防サービス(b)	3,790	3,792	3,792
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,790	3,792	3,792
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援(c)	15,669	16,570	17,351
予防給付費 (a+b+c)	130,060	136,472	142,365

## (2) 地域支援事業費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費 (a)	154,147	155,011	159,644
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業 (b)	114,673	104,404	109,820
包括的支援事業（社会保障充実分）(c)	14,120	14,553	14,293
地域支援事業費 (a+b+c)	282,940	273,968	283,757

**（3）特別給付費（市独自事業）**

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙おむつ給付事業	8,840	10,161	11,684

**（4）標準給付費等の見込み**

第8期計画期間における各年度の標準給付費等の見込額は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ136億9千万円となることを見込まれます。

なお、見込額の算出にあたっては、現状のサービス利用の状況及びサービス基盤の状況、介護離職ゼロ及び在宅医療からの追加的需要への対応等を勘案しています。

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
<b>【A】標準給付費見込額</b>	4,052,471	4,255,874	4,507,427	12,815,772
総給付費（a）	3,873,991	4,078,493	4,321,074	12,273,558
特定入所者介護サービス費等給付費（b）	86,765	82,921	87,018	256,704
高額介護サービス費等給付費（c）	73,211	75,827	79,572	228,610
高額医療合算介護サービス費等給付費（d）	16,000	16,000	17,000	49,000
算定対象審査支払手数料（e）	2,504	2,633	2,763	7,900
<b>【B】地域支援事業費</b>	282,940	273,968	283,757	840,665
<b>【C】特別給付費（市独自事業）</b>	8,840	10,161	11,684	30,685
<b>合計【A+B+C】</b>	<b>4,344,251</b>	<b>4,540,003</b>	<b>4,802,868</b>	<b>13,687,122</b>

## （5）介護保険財政の仕組み

### ①保険給付費の負担割合

保険給付費の負担割合は、次のとおりです。

#### ■保険給付費の負担割合（施設等給付費）

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
20%	17.5%	12.5%	23%*	27%

\* 国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

#### ■保険給付費の負担割合（施設等給付費・特別給付費を除く。）

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
25%	12.5%	12.5%	23%*	27%

\* 国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

#### ■保険給付費の負担割合（特別給付費）

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
0%	0%	0%	100%	0%

### ②地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業に分かれており、各々の負担割合は次のとおりです。

#### ■地域支援事業費の負担割合（介護予防・日常生活支援総合事業）

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
25%	12.5%	12.5%	23%*	27%

\* 国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

#### ■地域支援事業費の負担割合（包括的支援事業、任意事業）

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保者の負担額
38.5%	19.25%	19.25%	23%	0%

## （6）介護保険料の段階設定等

第8期計画期間内における介護保険料の段階設定は13段階とし、各段階の保険料率を次のとおり設定します。

### ■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率

段階	保険料率	対象者
第1段階	0.30	生活保護受給者及び市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者
第2段階	0.50	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の者
第3段階	0.70	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える者
第4段階	0.80	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者
第5段階	1.00	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える者
第6段階	1.15	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満の者
第7段階	1.25	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者
第8段階	1.35	本人市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者
第9段階	1.45	本人市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の者
第10段階	1.55	本人市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の者
第11段階	1.65	本人市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の者
第12段階	1.75	本人市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者
第13段階	1.85	本人市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の者

**（7）介護保険料基準額**

第8期計画期間内における介護保険料基準額（第5段階）は、次のとおりとなります。

	月額	年額
第8期介護保険料基準額	4,500 円	54,000 円

## （8）将来的な保険料水準等の見込み

令和7（2025）年度及び令和22（2040）年度のサービスの種類ごとの見込量及びそのために必要な保険料水準は、次のとおり推計されます。

■令和7（2025）年度の推計

単位：千円（保険料基準額のみ円）

	介護給付	予防給付
居宅サービス	1,976,984	137,557
訪問介護	319,759	
訪問入浴介護	26,924	0
訪問看護	122,312	13,004
訪問リハビリテーション	33,601	3,234
居宅療養管理指導	70,993	7,120
通所介護	485,741	
通所リハビリテーション	239,227	43,680
短期入所生活介護	82,869	915
短期入所療養介護（老健）	32,647	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0
福祉用具貸与	142,089	16,608
特定福祉用具購入	7,066	2,367
住宅改修	15,298	10,549
特定施設入居者生活介護	398,458	40,080
地域密着型サービス	758,145	3,792
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	69,423	
夜間対応型訪問介護	0	
認知症対応型通所介護	0	0
小規模多機能型居宅介護	134,827	3,792
認知症対応型共同生活介護	249,169	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	
看護小規模多機能型居宅介護	74,024	
地域密着型通所介護	230,702	
施設サービス	1,817,161	
介護老人福祉施設	1,143,806	
介護老人保健施設	579,880	
介護医療院	93,475	
居宅介護支援・介護予防支援	226,785	19,416
合計	4,779,075	160,765
総給付費		4,939,840
地域支援事業費		292,775
特別給付費（市独自事業）		13,000
保険料基準額（月額）		6,183

## ■令和22（2040）年度の推計

単位：千円（保険料基準額のみ円）

	介護給付	予防給付
居宅サービス	3,164,128	169,560
訪問介護	547,912	
訪問入浴介護	51,142	0
訪問看護	207,654	15,997
訪問リハビリテーション	56,729	3,917
居宅療養管理指導	113,210	8,779
通所介護	769,839	
通所リハビリテーション	385,775	54,808
短期入所生活介護	144,130	1,372
短期入所療養介護（老健）	58,943	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0
福祉用具貸与	241,302	20,665
特定福祉用具購入	12,101	2,674
住宅改修	23,924	12,948
特定施設入居者生活介護	551,467	48,400
地域密着型サービス	1,204,643	6,236
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	111,321	
夜間対応型訪問介護	0	
認知症対応型通所介護	0	0
小規模多機能型居宅介護	234,246	6,236
認知症対応型共同生活介護	361,642	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	
看護小規模多機能型居宅介護	117,950	
地域密着型通所介護	379,484	
施設サービス	2,060,600	
介護老人福祉施設	1,243,381	
介護老人保健施設	678,559	
介護医療院	138,660	
居宅介護支援・介護予防支援	356,065	24,045
合計	6,785,436	199,841
総給付費		6,985,277
地域支援事業費		345,338
特別給付費（市独自事業）		13,000
保険料基準額（月額）		7,963

### 3 介護給付の適正化等の推進

#### （1）介護給付費適正化対策事業

介護給付費の適正化は、利用者が必要とする介護サービスを、事業者が適切に提供するように促すものです。適切な介護サービスの提供と、その結果として不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を図るものとなります。介護給付適正化事業の主要5事業の取組を継続し、介護給付の適正化の推進を図ります。

また、主要5事業に加えて、保険者として積極的な実施が望まれる給付実績に係る事業についても、強化して取り組んでいきます。

##### ①要介護認定の適正化

公正・公平な要介護認定の実施のため、すべての認定調査票の内容を市職員が点検します。また、認定調査員の資質向上のため、埼玉県等が実施する研修会への参加を推進し、認定調査の平準化を図ります。

単位：件/年

	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検件数	2,152	2,107	1,774	全件	全件	全件

##### ②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成したケアプランが適切なものであるかを介護支援専門員とともに検証し、ケアマネジメントが適切かつ効果的に行われているかを評価及び指導します。

単位：件/年

	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン 点検件数	36	42	45	50	50	50

### ③住宅改修、福祉用具購入・貸与調査等の点検

#### ア 住宅改修の点検

事前申請の書類確認の段階において、介護支援専門員等から詳細な内容を確認することにより、不適切な工事が実施されないようにします。また、適切な工事であるかの判断が困難なケースや解釈に疑義が生じたケースについては、事前訪問調査や事後確認を実施します。

単位：件/年

	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	0	0	適宜	適宜	適宜	適宜

※ 平成30年度及び令和元年度は、適切な工事であるかの判断が困難なケース等がなかったため、訪問件数は「0件」となりました。

#### イ 福祉用具購入・貸与調査

福祉用具の購入については、ケアプランチェックや住宅改修との関連性を確認することにより、不適切な購入がないか確認します。また、軽度対象者への対象外品目の貸与については、事前に「利用意向調査書」の提出を求め、利用者の状態を1年に1回は訪問調査等により確認し、その適否を判断します。

単位：件/年

	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	16	26	35	全件	全件	全件

### ④医療情報との突合・縦覧点検

後期高齢者医療保険と国民健康保険の入院情報等と介護保険給付情報を突合し、日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。また、受給者ごとに複数月にまたがる支払い情報を確認し、提供されたサービスの整合性を確認します。

単位：件/年

	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療突合件数	3,226	3,027	3,000	3,000	3,000	3,000
縦覧点検件数	1,216	1,109	1,100	1,200	1,200	1,200

### ⑤介護給付費通知

介護保険サービスの利用者に対して、利用したサービス事業所、介護保険給付額等について年に2回通知し、利用内容を確認していただくことにより、利用者の意識を高めるとともに事業所の架空請求、過剰請求の防止を図ります。

単位：回/年

	実績値（令和2年度は見込値）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費 通知発送回数	1	1	1	2	2	2

## （2）介護保険事業の円滑な運営

### ①適切な要介護（要支援）認定の実施

要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査票と主治医の意見書により、鶴ヶ島市介護認定審査会で審査・判定します。

認定調査員及び審査会委員に対して十分な研修・指導を行い、公正公平な認定調査と審査会運営に努めるとともに、体制の整備を図ります。

### ②介護サービス等の情報提供

介護を必要とする方が円滑に事業者を選択し、必要なサービスを受けることができるよう、介護サービスに関するパンフレットの配布や市のホームページへの掲載など、様々な方法で情報提供に努めていきます。

また、埼玉県等との連携により、介護サービス情報を利用者が活用できるように提供していきます。

さらに、地域包括支援センターの業務内容、地域支援事業及び地域で行われている生活支援サービス等に関する情報提供も行っていきます。

### ③事業所の指導監督に関する取組等

利用者に適切な介護サービスが提供できるよう、市が指定する居宅介護支援事業者及び地域密着型サービス事業者等に対して、資質の向上を目的に定期的に集団指導、指導・監査（実地指導）を実施します。

## 4 介護人材の確保

### （1）介護人材の確保に向けた支援

介護サービス環境の充実を図るためには、介護人材の確保と資質の向上が不可欠です。

厚生労働省が発表した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、令和7年に全国で約38万人の介護人材が不足すると推計されています。本市においても、介護サービス見込量等を増加傾向で推計していることから、介護人材の不足が懸念されます。

市は、埼玉県や介護事業所等と連携し、介護人材の確保及び育成に努めるとともに、介護現場におけるICTの活用や文書に係る負担軽減など、業務の効率化について検討していきます。

## 5 感染症対策の推進

### （1）新型コロナウイルス等の感染症対策に係る介護事業所への支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、マスクや使い捨て手袋など介護サービスに必要不可欠な資材の不足、介護職員や利用者の感染リスクの増大、利用者のサービス利用自粛など、介護サービスの提供体制等に大きな影響を及ぼしました。

市は、関係課や埼玉県、関係団体と連携して介護事業所の感染防止対策を支援するとともに、感染症発生時の事業者間の連携支援体制や利用者のサービス確保等について、検討していきます。

また、その他の感染症についても、日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発や感染症発生時に備えた平時からの事前準備など、連携体制の構築を検討します。